

オーストリア1934年連邦憲法と職能身分制国家
— オーストリアファシズム独裁制の時代 (1933年~1938年) — (1)

奥 正 嗣*

**The Federal Constitution of 1934 and the Status
of the Austrian State (Ständestaat)
— The Era of Austrian Fascist Dictatorship (1933~1938) — (1)**

Masatsugu Oku*

Abstract

This paper examines the Austrian Federal Constitution of 1934. The Austrian Federal Republic Constitution of 1929 did not bring satisfactory results for all Austrian people, but produced conflicts between some political parties. In such unstable political conditions, the federal government made an attempt to abolish Austrian democracy, and suspend parliament (Nationalrat) and the constitutional court (Verfassungsgerichtshof).

A new constitution (Verfassungs 1934) was proclaimed on 1st May, 1934. This constitution was passed by a rump parliament (Rumpfparlament) composed of only the Government party. This constitution aimed at “a Christian, Germanic, federal state based on corporatism.” The president and the federal government exercised state power instead of parliament, which was an advisory body.

On 13th March 1938, the Austrian Federal State (Bundesstaat Österreich) became one state (Land) in the Third German Empire because of the unification of the two nations, and Austria fell under the control of the legislative, administrative and judicial power of Germany.

キーワード

オーストリア憲法、オーストリア法治主義、職能身分制国家

はじめに

1918年11月11日、ハプスブルク帝国皇帝カルル1世が国民による統治を承認し、翌12日には仮国民議会がオーストリアを民主主義的の共和国と宣言し、ここにオーストリアは君主

*おく まさつぐ：大阪国際大学現代社会学部教授〈2013.9.24受理〉

国から共和国へと移行した。長きにわたって繁栄を極めたハプスブルク帝国が崩壊し、新たなオーストリアが始まった。ハンス・ケルゼン (Hans Kelsen) が、1919年9月中ごろまでにいくつかの憲法草案を作り上げ、さらにこれらの憲法草案に影響を受けながら、連邦と諸州との、また諸政党諸党派間の激しい論争が展開された。新生の若きオーストリア共和国とともに誕生し、“さまざまな思い”が錯綜する1920年連邦憲法は、オーストリア国民すべての期待を一身に背負い、来るべき激動の時代を生きることとなった。その後、1925年7月30日に、1920年連邦憲法の基本方針に基づき、その拡充・強化を目的とする憲法改革 (Verfassungsreform) (1925年改正) がなされる。さらに、1929年12月7日に、1920年連邦憲法の基本構造のかなりの変更を伴う憲法改正 (Verfassungsänderung) (1929年改正) を行う。かくして、議会制民主制も含めて共和国の基本的制度が確立され、憲法裁判所および行政裁判所による法律の違憲性審査、命令・行政処分 of 適法性審査も行われ、オーストリア法治主義 (Legalitätsprinzip) が完成するかに思えた。しかし、1929年以降の時代が順調な進展を阻むこととなる。

1929年以降における国内政治の不安定状況によって一時的な活動不能に陥った国民議会は、1933年に、連邦政府によっていわゆる「自己解散 (Selbstauflösung)」したと主張され、それゆえに、連邦政府は、国民代議機関なしに政府命令によって活動することができる正統性を取得した。こうした方法により、一連の憲法違反を経て、職能身分的権威主義的な新たな「1934年憲法」を制定するに至った。その憲法は、オーストリアを、「職能身分的基礎に基づくところのキリスト教的、ドイツ的、連邦国家」(前文)として特徴づけている。権威主義的原理は、「連邦」主義的原理を弱めた。それゆえに、連邦主義原理は表面に出されてはいるが、実際のところ、それ以上拡充・強化されているというわけではない。連邦国家は、「連邦と諸州との協働」によって特徴づけられるというよりもむしろ、「諸州が連邦に従属」するということによって特徴づけられることとなった。

また、民主主義的原理が権威主義的原理によってとって代わられている、すなわち、国民代議機関が政府および政府によって任命された機関によってとって代わられているので、1934年憲法では、「共和国」「民主主義」という言葉が避けられている。国民の国家権力への関与は、控えめな、しかも間接的な方法でのみ生じている。国民は、職能身分的に区分された自治行政に制限され、その自治行政が国家的意思形成に関与しうるものとされた。もっとも、こうした職能身分的組織は、農林業と公務以外はほとんど実現できず、1938年に至るまで、権威主義的国家体制が支配することになる。この権威主義的国家体制の下、法治国家性の著しい喪失がもたらされた。特に、「基本権および自由権」の領域で顕著である。

以上当時の状況を簡単に眺めたが、本稿において、主に1933年から1938年までの時代を取り上げ、1934年憲法、憲法経過法、政府命令などを引用しながら、当時のオーストリアがめざした職能身分制国家、オーストリアファシズムを考察する。オーストリア法治主義の苦難の時代を概観することにしたい。

第1章 1933年から1938年までの歴史的背景

1. オーストリアの国内的状況 - 独裁制への途 -

(1) 政治的改変と議会制民主主義の危機

1929年の憲法改正は、望ましい方法で国民生活を満足させることに寄与することができなかった。特に護国団は、改正の結果およびその後の展開に不満を示した。1930年5月19日の護国団祝典の際には、民主的議会制が非とされた。1931年9月13日には、シュタイアーマルクで護国団グループの暴動の企てもなされたが挫折している。また、市町村および州の議会選挙で国家社会主義（ナチ党）の台頭が明らかとなった。護国団など市民陣営の大部分は民主主義を拒否し、成長してくる国家社会主義は国家を拒否し、社会民主党は政府反対派に回り、連立の申し出を、それゆえに、国家的責任の引き受けを拒否した。こうした国内政治の不安定状況は、連邦政府の活動範囲を、はなはだしく制限した。

オーストリアにおける権威主義的体制の樹立にとって決定的な時期である1932年ないし1933年は、いくつかの危機が同時発生したことによって特徴づけられる。1932年の大ドイツ人党の脱退による伝統的な市民ブロック連合の崩壊が経済的壊滅を導いた。キリスト教社会党、農村同盟、護国団による連立政府が、ドルフス首相の下に、1932年5月以来、国民議会において、野党である社会民主党や大ドイツ人党に対して、わずか1票の差（83：82）でもって多数に立っていた。連邦参議院においては、こうした状況すらなく、過半数に満たなかった。

1932年から1933年にかけてのオーストリアの政治的状況は、市民農民部門の急進化によって明らかに右傾化した。右陣営は、いくつかの競合する動きに分かれた。保守的カトリック陣営であるキリスト教社会党は、民主的な動きを抑圧し、一部ファシスト的理念や権威主義的国家概念への転向が生じた。イタリアファシズムと結びつき、その政治的力を強めていた護国団は、農村同盟と完全に不和になり争っていた。伝統的なドイツ民族主義陣営は、その構成員および選挙人の多数が、本質的に好戦的な態度を取る国家社会主義に走ったことによって解消してしまった。国家社会主義は、ドイツ民族主義陣営を獲得した後唯一の拡張政党として、社会民主党およびキリスト教社会党の選挙勢力内に進入してきていた。1932年には、その勢力は15~25パーセントと評価されていた。左翼政党として社会民主党が防御的立場に立っていたが、相変わらず40パーセント近い選挙支持率に支えられていた。

議会制民主主義に基づくカトリック保守党陣営による1920年以來の継続的支配の維持は、以上の政治的改変によって不可能となるように思えた。選挙支持率の低下および政治的な指導的地位の明らかと思える喪失に直面して、政府陣営の側に、憲法と民主主義を根底から覆し、権威主義的体制を確立しようとする決意が熟してきた。独裁制への途は、1933年3月の政府クーデターでもって初めて始まったわけではなく、遅くとも1932年に既にキリスト教社会党政治家において、議会制民主主義体制を廃止しようという議論が進展していたのである。

(2) 国民議会の「自己停止」

ドルフス政府は、1932年ないし1933年に、議会制民主主義を根底から捨て去る決意をし

だが、これに代わる明らかな概念を有していなかった。この状況において、1933年3月4日に、政府にとって予期せぬチャンスが到来した。1933年3月4日の国民議会(Nationalrat)の会議において、投票の結果をめぐる見解の相違と対立のゆえに、国民議会の3人のすべての議長が辞任してしまった。そのきっかけは、鉄道員ストの指導者に特赦を与えることに反対の提案をめぐる投票であった。この提案は、1票分だけの多数決でもって採用された。連立政府は、形式的瑕疵(2票の混同)を指摘して、投票のやり直しを提案した。議長を務める第一議長である社会民主党のレンナー(Renner)は、辞職した。レンナーは、自分が議長である間は投ずることができない票を今や行使することが可能となることによって社会民主党を強化する目的をも有していたと言われている(議事規則によれば、議長を務める長は、投票に加わることができない)。それに続き、キリスト教社会党の第二議長ラメク(Ramek)および大ドイツ人党の第三議長シュトラフナー(Straffner)も辞職し、国民議会には誰一人議長が存在しなくなった。こうして生じた議長不在危機により、国民議会の会議は継続することができなくなった。

国民議会の議事規則は、こうした場合のための規定を何ら有しなかった。国民議会の議事規則は、こうした場合につき、何ら規定を置いていなかったにもかかわらず、オーストリアの法秩序は、国民議会を再開させるためのいくつかの可能性を提供した。

第一に、国民議会の議長の辞職は、議事規則に議長の辞職の可能性についての規定が何ら存在しないので無効である、という見解である。第二に、連邦大統領が国民議会を解散し、新たな選挙を命ずることができる、という見解である。第三に、連邦大統領は、緊急命令(1929年連邦憲法18条3項)によって、議事規則を補完し、国民議会議長の新たな選挙を規定する可能性を有している、という見解である。最後に、国際慣習に基づき、最年長議員が、または、最後に辞職した議長が単なる議事進行の長として国民議会を召集する、とする見解である。レーナーは、第一の見解が最も納得のいくものであろうと述べている。これに反し、ブラウネーダーは、実際のところ、3月8日に、主委員会が会議を開いていたゆえに、議会(Parlament)の危機が問題にされているのではなく、せいぜい、議会の本会議(Plenum)の危機が問題にされているに過ぎないと指摘する。

政府ないし政府与党(キリスト教社会党、護国団、農村同盟)は、以上の問題解決の可能性に向かって協力しようとする関心を何ら示さなかった。それどころか反対に、連邦政府は、この事件を議会制を停止するための好機とした。連邦政府は、直ちに、国民議会は3人の議長の辞職で「自己停止」ないし「自己解散」し、権威主義的国家体制への途が「自ずから」開けたという見解を主張し、国民議会の再度の召集も、暴力の行使という脅しでもって妨害したのであった。とりわけ、連立政府は、弱体化した選挙基盤ゆえに、新たな選挙への関心を何ら示すことも無かった。政府は、1917年の戦時経済授権法の助けを借りて統治し、特に政治的自由を制限しようとした。こうした考え方に基づき、政府は、クーデターへの途を一步一步歩み始めた。

最終的には、国民議会第三議長であるシュトラフナー(Straffner)が1933年3月15日に辞職を撤回し国民議会を再び召集したが、連邦政府によって、許されない違法な会議とみなされ、会議は、連邦大統領と協力した連邦政府側の警察力による解散の脅しにより直ち

に再び閉会させられた。こうした事情を考慮し、アドモヴィツヒは、「自己停止」ないし「自己解散」という連邦政府側の表現は歴史的現実を無視している、と批判する。

戦時経済授權法に基づく新たな政府立法の開始および新たな国民議会の会議の妨害(1933年3月7日ないし3月15日)後の3月17日に、連邦参議院が、特に次の決議を行った。すなわち、発布された戦時経済授權法に基づく政府命令の廃止、国民議会の召集と新たな選挙の告示である。しかし、連邦政府は、「連邦参議院は、何ら立法機関ではないので、その決議は憲法的に無効である」、「自己停止した国民議会は、連邦参議院からその諸権限を奪い、根拠のないものにした」ということを伝えた。

(3) 政府立法

国民議会の停止後、政府は、立法をも要求するようになった。連邦政府は、国民議会が「自己停止」したゆえに、自ら権威主義的進路を歩むことができるための十分な正統性を備えていると考えていたが、合法性 (Legalität) の枠内で活動することに配慮した。そのために、極端に無理な法実証主義、および大胆な解釈実践を用いた。今や必要不可欠となっている政府命令に法的根拠が求められ、1934年憲法の発布に至るまで、連邦政府は、法律および憲法を変更する政府命令 (政府立法) の助けを借りて統治した。その際、政府は、1920年10月1日の憲法経過法7条2項によって、異議なく、かつ意識的に、オーストリア共和国の法秩序の中に継受された1917年7月24日の戦時経済授權法を拠り所とし、連邦政府ないし個々の大臣は、法律を変更する命令を発布する権限を授權された。戦時経済授權法は、戦争によって引き起こされた異常な関係がサン・ジェルマン条約 (1919年9月10日) によって終結するのではなく、特に連邦法律によってその終結が宣言されるという限りにおいて、新たな意義を得ることとなった。すなわち、戦時法 (Kriegsgesetz) から戦後法 (Nachkriegsgesetz) になったのである。

この戦時経済授權法は、戦争によって引き起こされた異常な状況が継続する間、命令によって、経済生活の促進および再興のため、経済的損害を防止するため、国民に食糧やその他必需品を支給するため、必要不可欠な措置を取ることを、政府に授權するものであった。この授權は、二つの側面から制限を受けた。一つは、少なくとも間接的に経済に関する事項に限定され、第二に、命令は何ら憲法を変更する規定を含んではならない、というものであった。国民議会の「自己停止」(1933年3月4日)より3日後の1933年3月7日から、第一次ドルフス政府は、約500の戦時経済授權法に基づく命令を発布したが、その大多数は憲法違反であった。戦時経済授權法の枠を踏み越えてしまったのである。法形式的には、憲法をも改正する戦時経済授權法命令の発布によって、内容的には、その強調された経済志向の目的とはほとんど関連がなくなってしまった。こうした意味で戦時経済授權法が適用され、一連の憲法違反に至ることになる。かくして、政府は、戦時経済授權法に支えられ、一步一步憲法的制度を解体し、政治的自由の制限を進めていった。さらに、1933年には憲法裁判所の停止、共産党および国家社会主義の活動禁止、1934年には社会民主党の活動禁止が行われることになる。

(4) 憲法的諸制度の解体、政治的自由の制限

憲法的諸制度の解体、政治的自由の制限は、次のごとくである。

①検閲制の導入

一連の命令によって、オーストリアのメディア（出版、放送、映画、ビラ、ポスター）の政治的平準化、一定の新聞の公刊の禁止、新聞発行者に対する政府情報告知義務が定められた。

②政治的自由の制限

集会やデモ行進の自由の制限、政治的ストの全面的禁止、公企業およびガス・水道・電気事業におけるすべてのストライキ活動の禁止、伝統的なメーデー行進の禁止が実施された。

③既存政党の禁止と解散

政府の諸措置は、社会民主党、共産党、国家社会主義（ナチ党）、消滅しつつある大ドイツ人党自由派の抵抗に遭遇した。まず、1933年には、「共和国保護同盟（Republikanischer Schutzbund）」、オーストリア共産党、国家社会主義に対して、活動禁止や解散がなされた。議会制を回復しようという社会民主党の努力も、効果なき状態であった。1934年2月12日から15日までの市民戦争において、政府に対する社会民主党の抵抗も、暴力によって打ち碎かれた。社会民主党が1934年2月に禁止され、活動禁止が科せられたすべての政党につき、国民議会、連邦参議院、州議会および市町村議会における議席は連邦政府の命令によって無効とされた。社会民主党の禁止後、祖国戦線（Vaterländische Front）以外のすべての政党は解散させられ、政治的諸潮流は祖国戦線に統合された（オーストリアファシズム体制）。1933年、ドルフス（Dollfuß）、および護国団の指導者シュタールヘムベルク（Starhemberg）によって主導された未組織の運動が、マルキシズムや国家社会主義に対して、祖国オーストリアの諸勢力を結集し、事実上新たな政党「祖国戦線」にまで発展していた。1934年憲法と同時に発効した連邦憲法律は、祖国戦線を国家政党にまで高めた。オーストリア国家思想の担い手としての権限を有し、1934年憲法の問題において、すべての国民の政治的統合を目標とした。1936年には、国家の政治的意思形成の唯一の担い手であることが宣言された。一定の官職を引き受けるには、祖国戦線の同意が必要とされ、官庁に対する祖国戦線の意思表示は、官庁によって遅滞なく処理されねばならず、その構成員名簿は公衆に入手可能であった。

④連邦参議院の停止

これについては前述した。

⑤ウィーン市議会の解散

政府命令によって、1934年2月12日に、ウィーン市議会が解散させられ、ウィーン市議会および市政府（Stadtssenat）の機能が、連邦政府によって任命された連邦委員（Bundeskommisär）に移行した。

⑥官公吏に対する規律の厳格化、政府に敵対的な官吏の粛清

⑦ファシスト的な防衛部隊が補助警察の地位を有することによる国内における警察力の強化

⑧行政刑法・犯罪刑法の厳格化による国家的抑圧体制の構築

殺人罪・放火罪・公権力活動によって悪意で他人の所有権を侵害する罪に対しては、

1933年11月に全連邦領域において戒厳令が発せられ、これらの罪に対しては、戒厳令による手続によって死刑が導入された。大学における平穏と秩序の維持のため、厳格な規律規定が発せられた。公安警察は、間接連邦行政から直接連邦行政へと移行され、州知事は、連邦警察に対する管理権限を喪失した。

⑨政治的敵対者の強制収容

1933年秋には、命令に基づき、政治的敵対者を強制収容所へ収容する可能性が作られた。それゆえ、公の平穏・秩序・安全を妨げる目的で、国家敵対的な、あるいは、公の安全に危害を与えるその他の行為を準備し、または、これらの行為の準備を補助し、助長し、鼓舞すると思われる相当な嫌疑を有する者は、特定の場所・地域に留め置かれる。

⑩憲法裁判所の停止

憲法裁判所が一連の命令審査において自らの権限を適切に行使することができていたならば、連邦政府の発する新たな命令に対する憲法的疑義が問題とされ、それによって、戦時経済授権法に基づく政府命令の要求するところが憲法違反としての烙印を押され、権威主義的の体制から合法性の基盤を奪っていたことであろう。こうした危惧が現実の差し迫ったものになり始めていた。

連邦政府が、法律および憲法改正の措置を採るため、この戦時経済授権法を根拠にすることが合憲かどうかについての問題を審査する権限は、連邦憲法139条によれば、憲法裁判所に帰属することとなる。国民議会の停止後の、憲法的秩序を除去・廃止するための第二の段階は、この憲法裁判所に関わる。実際にも、1933年4月の終わりに既に、政府命令についての100を超える異議が、ウィーン州政府や裁判所から憲法裁判所に提起され、ドルフス政府の多くの措置が、憲法裁判所によって廃止されることが、ドルフス政府にとって明らかであった。それゆえに、政府は、1933年5月に、憲法裁判所の停止を演出した。憲法裁判所の判断は、同様に戦時経済授権法を根拠にして発せられた政府命令により裁判所が停止されるという事態によって妨害されたのである。すなわち、連邦政府は、命令を発し、それによれば、国民議会または連邦参議院の提議に基づいて任命された憲法裁判所の構成員または予備構成員は、彼らのすべてが憲法裁判所に帰属している場合に限り、裁判に関与することが許されるというものであった。結果として、ドルフス政府に親しい憲法裁判所裁判官が職務を退き、政府命令によって、それ以外の裁判官ももはや裁判に関与できなくなった。憲法裁判に必要な数の裁判官が欠けたゆえに、もはや審理をすることができなくなり、憲法裁判所の「自己停止」が達成された。命令の違法性を判断し、命令が違法と思われるなら、こうした命令を廃止する権限が、憲法によって憲法裁判所に与えられているのである。以上のことが起こらない限り、違法な命令や違憲の法律も通用する法とみなされ、それゆえ、憲法裁判所にとってもまた拘束力があるということになってしまう。1933年において正しく、誰もが考えもしなかったことが生じたのである。明らかに瑕疵ある命令によって、憲法上の規範統制自体が、無くなってしまったのである。連邦政府によるこの決定的で明らかな憲法違反は、オーストリア憲法史および国民感情に深い精神的な外傷を残すことになった。こうした歩みでもって、ドルフス政府は、法律の違憲性を審査する可能性を憲法裁判所から奪い、オーストリアの法治国家的基礎を根底から破壊

してしまったのであった。

2. オーストリアの対外的状況

(1) イタリアの撤退、ドイツへの接近（ドイツ・オーストリア7月協定）

1933年3月4日の国民議会における議事規則事件は、国民議会の停止を実現するチャンスに政府に与えた。政府は、官僚制、軍隊、カトリック教会、産業界、さらには政府を解任する権限を行使しようとしないう連邦大統領ミクラスに支持を見出した。政府は、議会制民主主義への復帰という目標を掲げる社会民主党ばかりではなく、内外からの国家社会主義（ナチ党）とも対立しており、その相対的に弱まってくる政治的基盤の中において、社会民主党と国家社会主義との連合が生じなかったこともあって、かろうじて生きのびることができた。

オーストリアにおける支配の政治的再構築に関する連邦首相ドルフスの概念であったところの「権威主義的に指導された、宗教的に基礎づけられた、職能身分的に組織された国家」は、1934年5月憲法（憲法前文）に実現された。1933年5月に創設された祖国戦線（Vaterländische Front）が複数政党制にとってかわり、唯一の許された国家政党として、政治的生活の平準化をその任務とした。国家の存続に向けられた恐怖が、1934年7月25日、国家社会主義者による連邦首相ドルフスの暗殺（ナチス蜂起）で頂点に達した。

連邦首相としてドルフス政府の後を継いだシュシュニク（Schuschnigg）は、政府独裁という概念を固持した。しかし、彼によって追い求められた職能身分の手本に従った国家および社会の構築はうまくいかなかった。1934年3月17日のイタリア・ハンガリーとの間のローマ議定書により、独立を守るオーストリアに保護を与える国としてそれまで登場していたファシスト的イタリアが、1935年10月に、アビシニア（エチオピア）紛争でエチオピア侵略に乗り出すと、外交政治的にドイツに接近し、それがオーストリアにとって広範囲に及ぶ影響をもたらすことになる。イタリアの軍事的後退および国際的孤立が、1936年、イタリアがドイツ第三帝国に接近する基礎を形づくった。成立したベルリン・ローマ枢軸の枠内において、ヨーロッパにおけるドイツとイタリアの勢力圏が新たに境界づけられ、ムッソリーニがオーストリア問題について譲歩の意を示し、オーストリアをドイツ帝国に委ねる意図を有していたことにより、オーストリアの状況は決定的な程度において悪化した。

1936年のヒトラーとムッソリーニの接近は、オーストリアの国内政治にとっても由々しき重大な結果をもたらした。オーストリアは、イタリアによる保護を失ってから、ヒトラーとの取り決めを得ようと努めた。1936年7月11日、ベルヒテスガーデンで、オーストリアとドイツの代表者によって協定が締結された（ドイツ・オーストリア7月協定）。この協定は、秩序ある友好的な永続的關係を両国間に樹立することに奉仕すべきものとされた。しかし、これは、実際のところ、間もなく示されたように、オーストリアをめぐる闘争の発端に過ぎなかったのである。

ドイツ政府によるオーストリアの完全な主権の承認のために、オーストリアは、広範囲に及ぶ譲歩をしなければならなかった。オーストリア連邦政府は、一般的に、特にドイツ

帝国に対して、ドイツ国家としてのオーストリアという事実に対応するよう、常にその基本の方針を維持することを義務づけられたのである。シュシュニク政府は、国内政治的には、この協定によって、熱狂的な国家社会主義者を政府に入閣させること、国家社会主義的活動を一定の限定された政治的許容範囲内で認めることを義務づけられた。その結果、国家社会主義に近い2人の人物が政府に入閣し、国家社会主義が祖国戦線の枠内において協働する可能性を、それゆえ半合法的な立場を取得した。また、有罪判決を受けた約1万7千人の国家社会主義者が赦免された。外交政治的な新しい方向づけに対応して、国内政治においても護国団が無力化し、1936年秋には政府から締め出された。1936年10月にはすでに、法律によって、すべての私的な防衛団が解散させられ、あるいは祖国戦線に組み込まれ、国土防衛省に服することとなった。

(2) オーストリアのナチ化 (バルヒテスガーデン協定)、ドイツとの合邦 (アンシュルス)

オーストリアは、この時点までに既に、外交政治的に孤立しており、ドイツ帝国やイタリアへの依存を維持しようとするオーストリア政府の意図および国内政治上の権威主義的体制が、オーストリアの独立を守ることが唯一できたであろう西欧列強への依存を妨げてしまったのである。第二のドイツ国家としてのオーストリアはドイツ帝国とともに生き延び、国家社会主義による権力掌握を防ぐというシュシュニクの望みは、間もなく、誤りであることが明らかとなった。国家社会主義は、その半合法的な地位を自由に利用し、新たな政治的破壊活動を展開し、政府の権力的基盤の弱体化を目の前にして、国家社会主義による権力掌握を準備した。

オーストリア政府は、1938年2月12日、バルヒテスガーデンでの連邦首相シュシュニクとヒトラーとの会談 (バルヒテスガーデン協定) の圧力の下、国家社会主義的黨員を受け入れることにより内閣を改造し [ナチ黨員であるザイス・インクヴァルト (Seyß-Inquart) をオーストリア内相に任命]、ナチ運動を認めること、祖国戦線にナチスを加盟させることなどにより、国家社会主義的運動に譲歩を強いられ、闘争が頂点に達した。ますます耐え難くなっていく状況を明確にするために、オーストリアの独立に関する国民投票 (自由で独立的、ドイツ的、キリスト教的オーストリアの是非を国民に問うための国民投票) を、1938年3月13日の日曜日に実施することがオーストリア連邦首相シュシュニクによって、3月9日に命じられた。この国民投票を基本的に支持する意向を有している社会民主党の代表者との対話が、投票に付せられる問題に対する幅広い同意を確保するものとされていた。しかし、1938年3月13日に予定されていた国民投票は実施されなかった。2日前の3月11日に、連邦大統領ミクラス (Miklas) は、さもなくば起こるかもしれないドイツ軍の進駐という強迫を受けて、シュシュニク政府の辞職と、それに代わるザイス・インクヴァルトの下で真に国家社会主義的な政府の樹立をドイツによって余儀なくされた。シュシュニクは3月12日に辞職し、代わりにザイス・インクヴァルトが内閣を組織した。これらと並行して、オーストリアのいくつかの都市において国家社会主義の蜂起が起こり、官庁の建物を占拠し、従来の官吏を追放し、ユダヤ人や政治的敵対者に対する迫害を引き起こした。

国家社会主義による権力掌握後におけるオーストリアへの軍事的進駐は不必要であっ

たにもかかわらず、1938年3月12日の朝、ドイツ軍の進駐が始まった。「オーストリアに進駐し、そこに憲法に合致した状況を樹立し、ドイツ的な考え方をを持ったオーストリア国民に対するさらなる権力的行為を防止する」という口実の下に、10万5千人の軍人と1万6千人の警官隊、親衛隊（SS）、秘密国家警察（Gestapo）に所属する人々がオーストリアに侵入した。その際、彼らは、オーストリア国民の一部によって熱狂的な歓迎を受けた。列強諸国も、言葉だけの抗議やプラトニックな共鳴以外、オーストリアの独立を守るための措置を何ら取ることも無かった。ドイツとオーストリアの同じ内容の法律（いわゆる合邦法）（「ドイツ帝国へのオーストリア合邦に関する法律」）によって、合邦（Anschluß）が国内法的に執行された。その第1条には、オーストリアは、ドイツ帝国の一つの州であることが規定され、また、第2条では、1938年4月10日に、ドイツ帝国との合邦に関する自由投票・秘密投票による国民投票が実施されることが規定された。

1938年4月10日の国民投票に際して、投票に参加した者の99.6%（レーナーによる。ただし、ブラウネーダー、アダモヴィツヒによると、99.7%）がドイツとの合邦に賛成の意を表明した（ちなみに、ドイツでの投票については、99.02%が合邦に賛成した）。オーストリアのかなりの国民が合邦を歓迎したということは当たっているかもしれないが、国民の実際上の投票は、ほぼ100%の賛成を反映するものではなかった。投票の前の週において、国家社会主義は、宣伝活動、社会的経済的恩恵、残虐な恐怖（最初の6週間の間に5万人ないし7万人の人が逮捕された）でもって、オーストリア国民の意見に影響を与えようと試みた。選挙年齢にあるオーストリア人の8%は、ユダヤ人として、あるいは、反国家社会主義的心情ないし思想ゆえに、一般的に投票から排除されていたのである。

ブラウネーダーは、合邦法（「ドイツ帝国へのオーストリア合邦に関する法律」）は、憲法違反の公布ゆえに合憲的に成立したものではなかったと考えており、また、メルクル（Merkl）も、法律が有効なために憲法的に不可欠な政府決議がザイス・インクヴァルトによって求められなかったので、“治癒できない無効という法的欠陥”を背負い込んでいると指摘する。

ブラウネーダーは、国民投票の実施についても、国民は、執行された合邦について現実に意見を述べることも変更することもできなかったゆえに、ドイツの強制による合邦法の成立についての瑕疵を治癒するものではないと考えている。そして、国民投票自体、ナチの国法上、総統ヒトラーによって打ち立てられた政治的目標に、決定力を与えずに全国民を呼び出し組み入れるための機能しか与えられなかったため、法的意味を有するものでもなかったと指摘する。

第2章 1934年憲法

1. 1934年憲法の制定

(1) 職能身分制国家

権威主義的体制は、政治的敵対者を排除して後、次に、その社会政治的概念を貫徹し、その権力を安定化させるために、新たな憲法を發布しようと試みた。議会制民主主義からの完全な転向を意図する連邦政府にとって、1920年ないし1929年憲法は古くさいものに思

えたのである。1933年の初期構想は、部分改正、特に、第二院である「州および職能身分を代表する院」(1929年連邦憲法34条)の地位を高めた二院制への移行を意図していたが、最終的には、全く新たな憲法の発布を視野に入れることになった。その作成は、1933年7月以降、フォラルベルクの州知事であるオットー・エンダー (Otto Ender) を「憲法大臣 (Verfassungs-Minister)」に任命して行われた。

議会制民主主義や複数政党制に対する反対概念として、20年代および30年代に、右翼保守的陣営が、職能身分的でない職能身分制国家モデルを提示した。既に1930年に、護国団は明白に職能身分制国家的社会に賛成を表明していた。職能身分的な考え方は、1891年のローマ教皇レオ13世の回勅に基づくところの1931年のローマ教皇ピウス11世の回勅に拠り所がある。カトリック教会は、このローマ教皇の回勅に依拠し、職能身分的根拠に基づく新たな社会秩序の構築をその綱領にした。「今日の社会は、正しく階級の利害状況の対立に基づいて構築されている」という分析の後、回勅は、この対立の除去を要請した。そして、この対立の除去は、職能身分が、雇い主も雇い人もともに属する社会組織のよく継ぎ合わされた (wohlgefügt) 構成部分を形づくった場合のみ可能であるとする。職能身分の基礎は、独立業者と非独立業者とを同じ職能身分に結合させるような共通の職業の存在である。それにより、社会を階級 (Klasse) に水平的に区分することに代わって、職能 (Stände) に垂直的に区分すべきものとされた。

連邦首相ドルフス (Dollfuß) は、この明らかに中世的でロマンティックな性格を与えるところの美化された職能身分制国家概念に依拠して、1933年9月11日のいわゆる「トラブレンプラッツ演説」(Trabrennplatzrede) で、将来の憲法の基本構想を描いた。彼の考え方は、「今や、新構築の時代が始まった。職能身分的基礎に基づくところの社会的・キリスト教的・ドイツのオーストリア国家を、強力な権威主義的指導者の下で創ろうじゃないか。」という言葉によく示されており、さらに、職能身分的社會についての未来像を前産業的な例によって分かりやすく説明している。すなわち、「職能身分的理解は、雇い主にも召使いにも同じ権限を与え、義務を負わせる。それゆえに、われわれは、より古い形態に依拠しなければならない。ただ単に形式的にのみではなく、労働は人間を一つにするということをわれわれは意識しなければならない。農夫とその召使いが同じ仕事を終え、夕方、同じ食卓で、同じ皿で、同じスープを飲む農家においては、職能身分上の共属性 (連帯)、職能身分上の理解が存在している。彼ら二人が、仕事が終わった後、ひざまずき、ロザリオの祈りを唱えるとき、その関係はより一層輝きを増す」と。とりわけ、1934年1月に職能身分を組み込み、さらなる憲法改革の意図を有していたところのイタリアファシスト的国家組織が、その具体的手本を提供した。

しかし、以上の概念ないし考え方は、初めから死産であった。すなわち、回勅は、対立なき社会の経済的基盤がどのように形成されるべきかの現実的言明を欠いていたのであり、オーストリアにおいても、職能身分的國家という概念の実現は理想どおりには行かなかった。このことは、1938年までは、農林業と公務という2つの職能身分のみが形成されたにすぎないという事情から生じている。これらの職能分野は、「労働を提供する者」と「労働を得る者」との利害対立が中心的で重要なものではなかったが、その他の職能身分の設

立に際しては、企業者代表や政府御用の労働組合が、自分たちの特殊利益のより一層の貫徹に障害になることを恐れて反対したのであった。

(2) 憲法の二度の発布

注目すべきことに、1934年憲法は、二度発布された。一度目は、1934年4月24日に、「1917年戦時経済授権法」に基づく政府命令によって（オーストリア連邦国家憲法、Verfassung des Bundesstaates Österreich）、二度目は、1934年5月1日に、新たな授権法（「1934年授権法」、Ermächtigungsgesetz 1934）に基づく政府命令によって（1934年憲法、Verfassung 1934）である。

一度目の方法は、暫定的な基盤を有する従来の権威主義的体制に対応している。しかし、その方法は、憲法違反であった。その理由として、一つは、完全に新たな憲法、それゆえに経済的利害関係を超越する憲法の発布を明らかに授権するものではない1917年戦時経済授権法の枠を形式的にも実質的にも超越するからであり、もう一つは、1920年ないし1929年憲法になされた全面改正は、連邦憲法44条2項によって必要となる国民投票を経ていないからである。

二度目の方法は、最初の憲法発布の憲法違反を避けようとして、また、1920年ないし1929年憲法との憲法的連続性を確立しようとするものであった。この目的のため、ドルフス政府は、1933年3月4日の国民議会の停止後13ヶ月以上経った1934年4月に、国民議会の議事規則を補完する戦時経済授権法に基づく命令を発布した。この命令に基づいて、1933年3月4日に退陣した国民議会第二議長ラメク（Ramek）が、1934年4月30日に国民議会を召集した。2時間も続かなかった会議において、国民議会議員165人のうち76人のみが参加し、そのうち74人が、「憲法領域における特別措置に関する連邦憲法律」（Bundesverfassungsgesetz über außerordentliche Maßnahmen im Bereich der Verfassung）、いわゆる「1934年授権法」を決議した。政府命令によってその議席が失効したと宣言されていた社会民主党の議員が欠けていたので、この国民議会は、残部議会（Rumpfparlament）〔与党のみの議会〕として召集された。この「1934年授権法」は、次のごとき定めを置いていた。

- ・「連邦憲法の全面改正については国民投票に付されなければならない」という1920年ないし1929年連邦憲法44条2項を廃止し、その結果、憲法の全面改正も国民投票なしに許される。
- ・国民議会（Nationalrat）および連邦参議院（Bundesrat）は解散し、その職務は消滅したものとされ、それらのすべての権限、特に、憲法立法を含めて立法権限は連邦政府に移行する。

1934年授権法は、留保も制限もなしに、連邦政府に、通常の単純立法および憲法立法をも委譲し、特に1934年憲法発布権限を授権した。かくして、1920年ないし1929年憲法の意味における憲法的法律ではなく、権威主義的行為、すなわち、政府命令につながることになった。

- ・6日前（1934年4月24日）に連邦政府によって緊急命令という形で発布された新たな憲法は、現在通用している連邦憲法の意味においても連邦憲法として法的に存続する

ことを宣言する。

この措置によって、新たな権威主義的国家思想ないし理念を実現し、同時に、外部に対して、1929年連邦憲法との法的連続性と合法性を確立すべきものとされたのである。

- ・既に公布された憲法の再度の告示、すなわち、新たな憲法への移行および新たな憲法である1934年憲法発効時点を定めることを連邦政府に授権する。

(3) 憲法的疑義

憲法的連続性の外観を保とうとするドルフス政府の試みは失敗した。一度目の「1917年戦時経済授権法」は、前述したように、新たな憲法発布のための有効な法的根拠を示すことができなかったことは明らかであった。また、二度目の「1934年授権法」という方法も違憲であった。新たな授権法に基づく政府命令という方法も、憲法的に疑わしいものがある。まず国民議会の議席の剥奪を挙げることができるが、さらに、76名の議員の出席による投票では、国民議会(Nationalrat)における憲法的決議に必要な83名の定足数を満たしていない(注:憲法的決議には、国民議会議員165人の過半数83名の出席が要求されている。1920年ないし1929年連邦憲法44条1項参照)。さらにまた、1934年授権法は、そこで採られた連邦憲法44条2項の廃止は、連邦憲法の全面的改正を意味していたので、連邦憲法44条2項により、国民投票に付せられねばならないものであった。国民投票に付せられなかったことが、疑いもなく、憲法的連続性の断絶・破壊を意味するものであった。明らかな欠陥にもかかわらず、連邦大統領ミクラス(Miklas)は、1934年授権法が合憲的に成立したとして公証した。

こうした根拠に基づき、憲法本文の再度の公布が、1934年5月1日に、「1934年憲法」として行われ、“新たなオーストリアの日”が厳粛に始まった。政治的な、憲法的な新たな始まりが、後々まで、大々的に示された。連邦官報にもまた、そのことが表れている。連邦官報は、1934年に二つの部分に分けられ、第一部は、1934年憲法の第二の発布に至るまで(1934年4月24日の最初の発布につき、B.G.Bl.1934 I Nr.239)、第二部は、1934年憲法の発布でもって新たに始まっている(1934年5月1日の二度目の発布につき、B.G.Bl.1934 II Nr.1)。二度の発布であったにもかかわらず、一般大衆は、1934年5月1日になって初めて新たな憲法本文を知った。なぜなら、最初の公布を含んだ連邦官報は、1934年4月30日になって初めて発刊されたからである。

(4) 憲法的約束としての1934年憲法

1934年憲法は、憲法的約束(Verfassungspromesse)にすぎず、1934年から1935年にかけて少しずつ実現に移すべきものとされた。1934年憲法経過法56条4項により、1934年7月1日に至るまで、1920年ないし1929年の連邦憲法が形式的になお通用し、中心的な諸問題や最上級諸機関(立法機関につき、後述4.の(1)、行政機関につき、後述4.の(2)、州の立法機関・行政機関につき、後述5.の(2)(3)参照)の任用に関しては、1938年まで一般的に1934年憲法経過法のみが適用された。

2. 1934年憲法の本質とその性格

(1) 「職能身分的」「キリスト教的」「ドイツ的」「連邦」国家

1934年憲法、1934年授権法、1934年憲法経過法、新たな1934年財政憲法律、1933年コンコルダート（政教条約）、サン・ジェルマン条約の少数者保護条項が、連邦の憲法を定めている。

1934年憲法は、1920年ないし1929年連邦憲法1条にあるような、国家形態についての宣言をわざと避けている。国家の正式な名称は、今後、「オーストリア共和国（Republik Österreich）」ではなく、「オーストリア連邦国（Bundesstaat Österreich）」である。憲法の名称も、Verfassung des Bundesstaates Österreich vom 24.April/1.Mai1934である。しかし、憲法の内容上、共和国の国家形態が維持されていたが、もはや民主的共和国ではなく、職能身分（社会的利益代表組織）制に基づく権威主義的国家（「職能身分制国家（Ständestaat）」）であった。指導的組織原理は、国民の普通選挙によって「下から（von unten）」代議機関などの諸機関を任用していくのではなく、ヒエラルヒーにおいて上位にある諸機関からの任命によって「上から（von oben）」諸機関を任用していくことであった。

共和国的民主主義的憲法秩序から職能身分的権威主義的憲法秩序への法移行（Rechtsüberleitung）は、1934年憲法経過法により規定された。「移行（Überleitung）」という法技術は、内容的に本質的に1920年憲法経過法の「移行」と一致する。

オーストリアの他のすべての憲法とは異なって、1934年憲法は、「すべての権利が由来するところの全能の神の名の下において、オーストリア国民は、職能身分的基礎に基づき、そのキリスト教的ドイツ的連邦国家のために、この憲法を受け取る。」という「前文」を含んでおり、そこにおいて、立法者は、「職能身分的」「キリスト教的」「ドイツ的」「連邦」国家という今後の方向づけとなる中心的な基本方針を述べている。

1934年憲法前文に言う「職能身分的」基礎は、貴族など過去の生まれによる身分を復活させることを意味しているのではなく、職能身分的社会の概念に関係づけられている。「キリスト教的」特徴は、法創造者として神を引き合いに出すとともに、とりわけ、教会や宗教団体を国家機構の中に包含することに現れている。「すべての権利が神に由来する」という前文とともに、連邦大統領の宣誓書・宣誓方式、すなわち、1920年憲法には欠けていた「天地神明に誓って（So wahr mir Gott helfe）」という結びの文（75条参照）が、キリスト教的カトリック的根拠による宗教的な基礎づけをよく示している。「ドイツ的」国家としての特徴づけは、真のドイツ的性格を強調するものとされた。1934年の「連邦」国家的要素は、1920年ないし1929年の連邦憲法と比べれば、かなりの制限を受けている。州の権限は保障されてはいるが、後に詳しく考察するように、国は、州機関の任用、州の立法および行政に対して広範な影響力を保持していた。

(2) 権威主義的国家

さらに、その前文の「オーストリア国民は…この憲法を受け取る（erhalten）」という文言は、国民主権を拒否し、議会の承認を得ずに定められた憲法の権威主義的性格を強調している。「すべての権利は国民に由来する」という従来からの確認は、「国民自らが自らに憲法を与える」という観念と同様に、捨てられているのである。憲法は、国民に押しつけ

られたものであった。しかし、このことは、憲法の担い手は連邦国民であるということをも全く否定するものではなかった。政府が憲法を押し付けてはいるが、それについて特に国民代議機関の授権を求めている(1.(2)参照)。また、1934年憲法では、一般的な国民の普通選挙による代議機関が欠けているが、憲法は国民投票という方法を認めている(後述4.(1)②(iii)参照)。

権威主義的国家では、普通選挙が行われず、職能身分という特定分野・部門の国民が国家意思形成に極めて間接的にしか関与しない。一般国民による選挙制に代わって、機関の任命制、あるいは、他の機関によって作成された「3人候補者リスト」(国民に作成権限があるのではなく、上述の方法で新たに作り出された機関に作成権限がある)からの機関の選出制が登場した(73条、114条4項)。政治的権力の集中が、中央の国家指導者である連邦政府、特に連邦首相に生じ、他の機関の参与権(共同発言権)によってほとんど制限されることがなかった。行政は立法に優位する。立法と行政との権力分立は、両者の結合、すなわち、行政の立法への介入、あるいは、行政に帰属し容易に行使しうる特別立法権(後述4.(1)②参照)によって排除されている。権威主義的原理は、基本権(15条~33条)、法治国家原理(9条)、連邦主義(1条、34条~43条)、司法の独立性(101条)、公法裁判所(裁判権)(163条~180条)によって弱められているが、前面に出ている。

(3) 1934年憲法経過法

とりわけ1934年憲法は、1934年の憲法経過法によって損なわれた。その「経過的措置」は時間的に制限されることがなかったため、以前の1917年戦時経済授権法と同様に、現実の憲法を、しかも意識的に規定することになった。1934年憲法の前史が示すように、その実効性は、もっぱら政府の裁量領域に属した。1934年の憲法経過法は、1934年授権法の効力を存続させたので、政府立法は憲法領域においても許されるものとされた。さらに、1934年憲法経過法により、職能身分による代議機関への代表派遣の代わりに、連邦首相の提議に基づく連邦大統領による任命が認められた。また、連邦大統領の任期が延長され、連邦大統領の選挙が行われることはなかった。また、裁判官の解任や転任がしばしば行われ、司法の独立の保障が一時的に破棄された。同様な方法で、州知事や州政府の構成員が連邦首相によってその自由裁量によって解任することが可能であったので、連邦主義も否定された。また、連邦首相の要請で市町村長が解任されえたので、市町村の自治も侵害された。さらに、1934年7月1日より前のすべての政府立法が、特に戦時経済授権法に基づき、憲法的統制を免れた。

3. 連邦と州への権限分属

1934年憲法は、オーストリアを、連邦直轄都市ウィーン、ブルゲンラント、ケルンテン、ニーダーオーストリア、オーバーオーストリア、ザルツブルク、シュタイアーマルク、チロール、フォアールベルクの諸州から成る連邦国家として構成した(2条)。連邦と州との権限分属につき、連邦は、権限決定権限を行使した。1934年憲法は、1929年連邦憲法11条(立法は連邦帰属事項、執行は州帰属事項)に匹敵する権限類型を有せず、3つの権限分属類型を定めるにすぎなかった(34条以下)が、連邦と州との権限分属は本質的には変更がな

かった。しかし、決定的な変更として、州議会のすべての法律議決は連邦首相の同意が必要とされた（111条2項）。

3つの権限分属類型について以下述べると、第一に、立法・執行ともに連邦帰属事項がある（34条）。この類型には、1920年ないし1929年の連邦憲法10条に記載されているのと同質的に同じ事項が属する。新たに、国籍、電気制度、職能身分の設立・組織などが加わった。第二に、基本的立法（基本的事項を定める立法）は連邦帰属、実施立法および執行は州帰属事項がある（36条）。1920年ないし1929年の連邦憲法12条に相応する。新たに、居住権（市民権）などが加わった。この36条の詳細規定として、39条が存する。第三に、立法・執行とも州帰属事項がある（40条）。既に述べた第一、第二は、1920年ないし1929年憲法と同様に制限列举事項であり、それゆえに、明らかに連邦に帰属していないあらゆる事項は、州の権限に属する。建築法、地方自治制度、狩猟・漁業制度、劇場・映画館制度などである。

新たに、一定領域における連邦立法（第一類型、第二類型）を州に（41条1項）、連邦執行（第一類型）を州に（34条3項）に、委譲する可能性も存在する。

権限分属について、新たな規制が学校および教育制度の領域で行われた。中等および高等学校に関する立法、本課程学校および国民学校に関する基本的立法は、連邦に帰属した（37条1項）。37条2項にいう若干の制限を別にすれば、すべての学校類型に関する執行は連邦の責任に属することとなった。

租税制度の領域における権限分属は、独自の1934年財政憲法律（Finanz-Verfassungsgesetz）によって規律された（38条）。

司法は、もっぱら連邦事項であった（98条1項）。

4. 連邦の諸機関と権限

立法機関と比較して最上級執行機関が演ずる圧倒的な役割によって、立法と行政の間には権力分立というよりも権力結合が生じていた。国家法上の決定権は、議会制原理におけるのと同様の立法機関にあるのではなく、最上級執行機関である連邦政府ないし連邦首相にあり、連邦と州の領域におけるさまざまな代議機関の組織と活動に決定的な影響を及ぼしていた。

(1) 連邦の立法

立法においては、国民代議機関が他の機関によって取って代わられているので、著しい変更が生じている。過去の憲法の時代とは対照的に、1934年憲法は、民主的に正統化された議会に立法を帰属させなかった。議会の構成員は、ある一定の組織および団体によって、ないしは連邦首相および連邦大統領によって決められるべきものとされた。1934年の憲法経過法は、この代表者派遣規範の発効を延期し、その結果、1938年3月に至るまで立法機関を、連邦首相によって提議された人物が例外なく占めるという結果となった。さらに、通常立法は完全に新たな途が選ばれ、特別立法についても、本質的に以前よりも強調され、しかも、その適用がより容易となっている。

①連邦の通常立法

(i) 諮問機関、議決機関

1934年憲法は、4つの諮問機関（国務評議会、連邦文化評議会、連邦経済評議会、州評議会）と、1つの議決機関（連邦議会）と連邦総会とを設置した。通常立法は、諮問機関である「国務評議会 (Staatsrat)」・「連邦文化評議会 (Bundeskulturrat)」・「連邦経済評議会 (Bundewirtschaftsrat)」・「州評議会 (Länderrat)」、議決機関である「連邦議会 (Bundestag)」に属する。

上述の立法機関は、外見的議会 (Scheinparlament) であるにすぎなかった。現代的意味の議会にとって、その構成員の民主的選挙および代議員の法律発案権が欠けていた。さらに、すべての法律対象の審議についての包括的な権限および質問権（政府に対し質問する代議員の権利）が欠けていた。さらにまた、立法機関の構成員は、議会における不可侵特権を有しなかった。実際のところ、議事規則法59条5項に従い、議員による、連邦大統領、連邦政府構成員、連邦立法機関・連邦総会構成員に対する重大な侮辱ゆえに、秩序部 (Ordnungssenat) は議員資格の喪失を宣告することができた。

a. 諮問機関

諮問機関は、法案（議案）について、この法案が連邦議会の決議に回される前に、専門的意見を述べねばならない。法案を審議し、場合によっては、修正を提議するところの専門的委員会と考えられている。

「国務評議会 (Staatsrat)」は、法案が国家高権、公共の福祉、合目的な法律執行の要請に合致しているかどうかにつき、意見を述べなければならない (61条6項)。その評議員については、連邦大統領が、連邦首相の副署の下 (46条2項)、従来の態度・業績によって、国家の要請および任務に対して十分な理解を期待しうるところの40名ないし50名の“功労のある、性格のしっかりした (charactervoll)”連邦市民から、10年の任期で任命する (46条1項)。憲法移行期以降も常に任命評議員から構成された。1934年憲法の文言に反して、1934年憲法経過法21条は、連邦大統領は任命に際し連邦首相の提議に拘束されると定めていた。国務評議会は、かつてのオーストリア帝国時代の帝国議会 (Reichsrat) の上院に匹敵する。

「連邦文化評議会 (Bundeskulturrat)」は、文化的利益の観点から専門的意見を述べる (61条6項)。法律上承認された教会・宗教団体、学校・教育・国民教育組織、学問・芸術分野から選挙によって選ばれた30名ないし40名の“祖国に忠義な (vaterlandstreu) ”、満26歳以上の代表者で構成される。教育組織代表については、親子関係 (Elternschaft) がそれ相応に (entsprechend) 考慮される (47条) ことが特に留意されねばならない。これら構成員の任用について定めるものとされている法律は、決して公布されることがなかったので、1938年に至るまで、憲法経過法21条が妥当した。それゆえに、任用は、連邦首相の提議に基づき連邦大統領によって行われた。

「連邦経済評議会 (Bundewirtschaftsrat)」は、経済的利益の観点から専門的意見を述べる (61条6項)。職能身分上の主要グループ、すなわち農林業、鉱工業、手工業、商取引、自由業、公務、貨幣・信用・保険事業の7つの職能身分から選挙によって選ばれた代表者

70名ないし80名から構成される（48条）。議席配分については、農林業が29議席で明らかに優位に立っていた。1938年まで農林業と公務の職能のみ設立されただけであり、連邦経済協議会に関しても、憲法経過法21条が妥当し、任用は、連邦首相の提議に基づき連邦大統領によって行われた。

「州評議会（Länderrat）」は、州の利益の観点から意見を述べる（61条6項）。州評議会には、州知事（ウィーン市長も含めて）および州財務担当官（ウィーン市財務担当官も含めて）全員で18名の構成員が属していた（49条）。1920年憲法の連邦参議院（Bundesrat）とは対照的に、すべての州が同等に代表を送る。

b. 議決機関

以上の諮問機関に対して、「連邦議会（Bundestag）」は議決機関であった。国務評議会および連邦経済評議会からそれぞれ20名、連邦文化評議会から10名がそれぞれ選挙によって選ばれ、連邦議会を構成する。さらにそれに加えて、州知事およびウィーン市長合わせて9名が州評議会を代表して連邦議会に属した（50条）。連邦議会は、諮問機関の“選り抜き（Auslese）”を意味するものとされた。

（4. 連邦の諸機関と権限 （1）連邦の立法 ①連邦の通常立法（ii）連邦立法の方法、以下は、次号に続く）

参考・引用文献

- ・ Ernest C.Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag,1956.
- ・ Ludwig K.Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag,1947.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (Zweite Auflage)*, Springer-Verlag,1984.
- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*,Universitätsverlag Rudolf Trauner,1992.
- ・ Robert Walter,Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung,1988.
- ・ Wilhelm Brauner, *Österreichisches Verfassungsgeschichte (Siebente Auflage)*, Manz-Verlag,1998.
- ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第四版〕』、有信堂、2009年。
- ・ 南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年。
- ・ エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』、彩流社、2000年。
- ・ カール・レンナー著 太田仁樹訳『諸民族の自決権』、御茶の水書房、2007年。
- ・ フォルクマル・ラウバー編 須藤博忠訳『現代オーストリアの政治』、信山社、1997年。
- ・ 矢田俊隆『オーストリア現代史の教訓』、刀水書房、1995年。
- ・ 細井保『オーストリア政治危機の構造』、法政大学出版局、2001年。 など

さらに、

- ・ 拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開—1848年～1851年 初期立憲主義の確立—（1）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第16巻、第2号、2003年。
- ・ 拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開—1848年～1851年 初期立憲主義の確立—（2）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第17巻、第1号、2003年。
- ・ 拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開—1852年～1867年 君主的統一国家（新絶対主義）—（1）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第18巻、第3号、2005年。

- ・ 拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開—1852年～1867年 君主的統一国家（新絶対主義）—（2）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第19巻、第1号、2005年。
- ・ 拙稿「多民族の共存をめざして—オーストリア・ハンガリー二重君主国を例にして—（1）」、『ヨーロッパにおける人権問題』（大阪国際大学研究叢書 No.14）、2006年。
- ・ 拙稿「多民族の共存をめざして—オーストリア・ハンガリー二重君主国を例にして—（2）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第21巻、第1号、2007年。
- ・ 拙稿「オーストリア・クレムジール憲法草案 再考—クレムジール憲法草案と1920年連邦憲法との思いがけない類似性をめぐって—（1）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第23巻、第2号、2010年。
- ・ 拙稿「オーストリア・クレムジール憲法草案 再考—クレムジール憲法草案と1920年連邦憲法との思いがけない類似性をめぐって—（2）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第23巻、第3号、2010年。
- ・ 拙稿「オーストリア1920年連邦憲法とハンス・ケルゼン—オーストリア法治主義（Legalitätsprinzip）の展開—（1）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第25巻、第3号、2012年。
- ・ 拙稿「オーストリア1920年連邦憲法とハンス・ケルゼン—オーストリア法治主義（Legalitätsprinzip）の展開—（2）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第26巻、第1号、2012年。
- ・ 拙稿「オーストリア1920年連邦憲法とハンス・ケルゼン—オーストリア法治主義（Legalitätsprinzip）の展開—（3）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第26巻、第3号、2013年。
- ・ 拙稿「オーストリア1920年連邦憲法とハンス・ケルゼン—オーストリア法治主義（Legalitätsprinzip）の展開—（4）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第27巻、第1号、2013年。